

# 建設委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成29年 9月21日 (木曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時43分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長 横野 昭

副委員長 尾上 一彦

委員 岡部 享

// 石森 正二

// 押田 大祐

// 金井 毅俊

// 松井 桂将

// 村家 博

// 五本 幸正

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【上下水道局】

上下水道局長	浅地 暁夫
上下水道局次長	黒田 和幸
上下水道局次長（技術担当）	黒瀬 裕治
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	中村 忠成
参事（流杉浄水場長）	中村 純一
料金課長	横井 浩伸
給排水サービス課長	五十嵐 進
水道課長	山崎 耕一
下水道課長	高尾 輝彦
上下水道施設管理センター所長	福澤 幸二
東上下水道サービスセンター所長	五十嵐 健治
西上下水道サービスセンター所長	深川 俊二
浜黒崎浄化センター場長	橋谷田 安広
経営企画課主幹（調整担当）	金井 誠

### 【建設部】

建設部長	帯刀 宏隆
建設技術統括監	植野 芳彦
建設部次長	中田 信夫
建設部次長（技術担当）	山元 政彦
参事（設備担当）	永川 武
建設政策課長	金山 英樹
道路河川整備課長	酒井 正道
道路河川管理課長	奥田 孝治
橋りょう保全対策室長	深山 隆
公園緑地課長	笹岡 寛
防災対策課長	前田 剛
市営住宅課長	中村 敏之
営繕課長	佐藤 英子
土木事務所長	高松 信太郎
土木事務所管理課長	増山 和弘
土木事務所建設課長	渡辺 政司
建設政策課主幹（調整担当）	高場 英人

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	福原 武
議事調査課主任	金井 沙織
議事調査課主任	河原 絢加

## 7 会議の概要

委員長 予定よりも若干早いですが、ただいまから、建設委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る  
…許可〕

委員長 これより、上下水道局所管分の議案の審査を行います。  
議案第102号 平成29年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

上下水道局長 〔挨拶〕

上下水道局次長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第102号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第102号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって本案件は、原案可決されました。

以上で、上下水道局所管分の議案の審査を終  
了いたします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第40号 平成28年度富山市公共下水  
道事業会計継続費精算報告書

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

下水道課長

〔議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
                      なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
                      次に、  
                      契約金額 1 億 5, 000 万円以上の工事請負契約について、  
                      浜黒崎浄化センター消化ガス発電事業について、  
                      以上 2 件を一括して、順次、当局から報告を求めます。

契約出納課長      〔契約金額 1 億 5, 000 万円以上の工事請負契約について、  
                          委員会資料により説明〕

下水道課長        〔浜黒崎浄化センター消化ガス発電事業について、  
                          委員会資料により説明〕

委員長            ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

押田委員          今、御説明をいただきました浜黒崎浄化セン

ターの消化ガス発電事業についてなのですけれども、私が当選した昨年度の補欠選挙後に説明をいただき、実際に動き出しているのだなということは今、感じております。いただいた委員会資料によると、売却価格が年間1億円程度になると見込んでおられるということなのですけれども、この収益ですが、公共下水道の事業会計となるものなのか、どうなのかということをお願いしたいです。

上下水道局次長 年間1億円程度と見込んでおります収益につきましては、この事業を行います事業者のほうが、まず、経済産業省の計画認定を受けることが必要でありまして、そしてまた、その後一同時にといたしますか、電力会社との接続契約を終えられるということが必要でございます。その後に、私どもがその事業者とガスの売買契約を結び、その中で、金額が概ね決まるものと考えており、今のところ1億円と見込んでおります。そしてまた、お尋ねの収益につきましては、浜黒崎浄化センターの事業自体が、公共下水道事業会計の中で運営しておりますことから、委員御指摘のとおり、この消化ガスの売却収益につきましては、公共下水道事業会計の収益というふうに扱ってまいります。

押田委員

この事業が予定どおり展開するということになれば、このスケジュールで見ると、平成31年以降、年間1億円以上の収益があるということで、市にとって非常に大きなことで、ありがたいことだと思いますが、今言われた公共下水道事業の中で、この収益をどのようにして使っていくのかということなのですけれども、この前、私たち自民党の中で、浜黒崎浄化センターを見に行ったのですが、そこで説明を聞きますと、昭和54年に供用開始ということで、大分、老朽化している感じがありました。そういったところに使っていく—いわゆる施設の更新とか改修とかに積み立てていくというか、そういったことに関してはどうお考えなのでしょうか。

上下水道局長

御指摘のとおり、浜黒崎浄化センターはかなり老朽化しております。実は昨年度、委託しまして、どういう状態かということをつぶさに点検させていただきました。結果的には、大変老朽化はしておりますが、早急に建てかえの必要はないという結果をいただきました。近い将来—10年後になるのか、20年後になるのかはわかりませんが、そのころには、やはり今おっしゃったように更新ということを考えなければならない

というふうに思っております。それで、これは本会議のときにも答弁させていただきましたが、第2次中長期ビジョンというものを昨年策定いたしましたして、この中では、この10年間については黒字を維持できますが、それはあくまでも施設建設を除いた場合に黒字が維持できるというふうに御説明しております。例えば、流杉浄水場の旧浄水施設ですとか、あるいは浜黒崎浄化センターですとか、こういったものについての建設計画を、今後5年後を目途に立てなければならないというふうに思っております。その際には、今おっしゃったように、もう一度資金計画の見直しをしなければならないと思っておりますので、この収益についてもそうなのですが、毎年出てくる黒字分につきましても、年々、建設改良積立金として、施設更新のために積み立てを行っていきたいというふうに考えております。この1億円についても、そういう形になろうかと思えます。それとあわせまして、実は昨年、第2次中長期ビジョンを策定したときに、五本委員さんのほうからも御指摘いただいたのですが、要は「お前ら黒字が出るからと言っていて大丈夫なのか」というようなお話があったと思えます。料金の

ほうは大丈夫なのかというような御質問でしたが、一応、施設を建設するに当たっては、やはり料金改定ということも必要だろうというふうに考えております。それにつきましても、今、5年後の施設建設をにらみながら、どの程度、段階的に料金を改定していくのかということも、あわせて今後検討していきたいというふうに思っております。

押田委員

今、施設の老朽化等のために積み立てたり、検討していくということなのですが、私も本会議で質問させてもらったところがあって、確かに施設の老朽化もありますけれども、それがだんだん終わってきたら、今度は下水道一今、雨水幹線も含めてゲリラ豪雨なんかもあったということは皆さんも御存じだと思いますので、これから上下水道局に関しましては、お金が非常にかかる事業が山積していると思うのです。1億円以上というのは、かなり大きな利益だと思imasuので、しっかりと成果を出していただきたいと思imasu。

五本委員

たまたま、いみじくも私の名前が出ましたが、直近の話で、浜黒崎浄化センター運営協議会のメンバーの中一民間人ですよ。浜黒崎浄化

センターの中で仕事をしておられて、定年になった方々なのですけれども、「五本さん、もう40年もたつ」と。「隣の日方江の土地に建て直したろう」と簡単におっしゃる方がおられます。耳に入っているでしょう。私は「50億円や100億円でできる事業ではありませんよ」と。したがいまして、今から36年前に、私がたまたま、いみじくも富山市建設委員会で、平野委員長の下で副委員長をしていたときに、第3系列か何かの接続で中に入ったわけですよ。私は仕事だと思って見ていたわけでありまして、そういうことを今、一生懸命やっていたいておりますが、やっぱり地域は地域として、いろいろと要望も出てくると。押田委員もおっしゃいましたが、しっかりと利益は利益で、取れるものとしてしっかりストックしていただいて、次の設備の補填に充てていくということをし、しっかりやっていたいて、まだ10年、20年はこのままという話がありましたから、それがきちんとできるように努力していただきたいということを要望しておきます。

委員長

ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、上下水道局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か、質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、上下水道局所管分を終了いたします。  
上下水道局の皆さんは、退室願います。  
説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔上下水道局退室／建設部入室〕

委員長            これより、建設部所管分の議案の審査を行います。  
議案第99号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費中、建設部所管分、第11款災害復旧費中、建設部所管分、  
議案第114号 訴えの提起の件、  
以上2件を、一括議題といたします。  
順次、当局の説明を求めます。

建設部長        〔挨拶〕

- 建設部次長 〔議案第99号中  
建設部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕
- 公園緑地課長 〔議案第99号中  
公園整備事業費について、  
議案説明資料により説明〕
- 土木事務所 〔議案第99号中  
建設課長 道路橋りょう災害復旧事業費について、  
議案説明資料により説明〕
- 市営住宅課長 〔議案第114号について、  
議案説明資料により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 石森委員 議案説明資料2ページの公園整備事業ですが、  
国の補助ということでした。先日の定例会で、  
工事内容については、いろいろと説明をいた  
だいて、ユニバーサルデザインの云々も含め  
て相当詳しく説明をお聞きしたのですが、稲  
荷公園というのは、災害等の避難場所等に指  
定されているのかなというふうに思っている  
のですが、マンホールトイレだとか、いろい

ろな形のものについて、さきの6月定例会でも話がありました。今回のトイレについては、古いからということなのですが、そういった意味での防災の対応—公園に対するものについて、ちょっとお聞きできればというふうに思うのですが。

公園緑地課長 防災の対応ということなのですが、基本的に今回更新しますトイレにつきましては、定例会でもお話がありましたように、ユニバーサルデザインでリニューアルすることです。稲荷公園につきましては、防災上の一時避難所ということでかなり面積もございますので、住民の方々が一時的に避難していただくということですが、今後、マンホールトイレなどの導入については、今のところは、特別考えていないところであります。

石森委員 ありがとうございました。

岡部委員 今回の稲荷公園のトイレの件ですが、あそこは本当に治安が悪いといえますか、結構ホームレスの方がおられたりということがあって、トイレが新しくなると、そこに住みついてしまうということも懸念されるわけで

ありますけれども、それに対する対応というのは一夜间は何とかするとか、あるいは防犯カメラをしっかりとつけるとかという対応は、何かお考えでしょうか。

公園緑地課長 稲荷公園のホームレスにつきましては、昨年度の夏に、2名の方があずまやのほうで一時期生活していたという事例がございますが、我々のほうから再三の要請をしまして、1人の方については生活保護を受けておられたということで、その担当課のほうも通じて退去していただいたということです。今回のトイレ整備について、特段ホームレス対策ということは考えておりませんが、実際そういう事態になれば、また同じように対処していきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第99号中建設部所管分、議案第114号、以上2件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第99号中建設部所管分、議案第114号、以上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって各案件は、原案可決されました。

以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている、報告第37号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第16号、専決第22号、専決第23号を議題といたします。

これより、当局から説明を求めます。

建設部次長

〔議案書により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、これをもって、質疑を終  
結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
次に、  
市営住宅の明渡し等の「訴えの提起の結果」  
について、  
当局から報告を求めます。

市営住宅課長   〔委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はありま  
せんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの  
報告以外に、何か、質問はありませんか。

押田委員       いろいろな施設の看板というものがあります

が、特に公園などでは、県の施設には電話番号などが記載されている場合があります。ところが、市の施設を見ますと、電話番号の記載がないということなのですけれども、これは何か記載しない理由一県とは違う方向を向く理由というのはあるのでしょうか。素朴な質問なのですけれども。特に公園なのですが、県の施設には電話番号が書いてあるものがあったり、なかったりということなのですか。

公園緑地課長 基本的に工事看板につきましては、当然、発注者一発注元と連絡先等は記載はしております。ただ、どういった……

押田委員 工事看板は……

公園緑地課長 案内看板一要は公園はたくさんあるのですけれども、その管理看板というか一特に様式は定まっておりませんので、電話番号の記載のないものも現実的にはあります。

押田委員 例えば公園の中で一先ほどの稲荷公園のトイレについて岡部委員が言われたように、万が一、浮浪者がいたり、例えばいろいろなものを発見したということで、どこに連絡をすればいいのかということを示しても不思議で

はないのかなというふうに思っております。  
それを勘案、想定した上で、県の施設とかには「お問い合わせは県の何々課へ」という連絡先があると思うのですが、市のものに関してはないですね。もしなければ、記載していない理由が特段あるのかなと思って、今、お聞きしたのですけれども。

公園緑地課長 特段、ない理由というのはございませんが、設置してから年数がたっている看板も結構ございますので、管理者をきちんと明示するという意味合いからも、これからの設置については考慮していきたいと考えております。

建設部長 公園には園名板というものをつけているのですが、街区公園などに行きますと、注意事項があって、一応、その最後のほうには市の連絡先とかも入れるようにはしているのですが、委員御指摘のとおりです。古いものとか、入っていないとか、時々昔のままの電話番号だったりとかということもありますので、またいろいろと調べながら、必要なところにはそういった御案内をするようにしていきたいと思っております。

押田委員 今、部長がおっしゃられたとおりで、何かあったときにとということもありますので、随時書きかえとかの際に、進めていったらいかかなというふうに思います。

岡部委員 先ほども、防犯カメラの件についてちょっと質問したのですが、基本的には防犯カメラというのは、やっぱり警察とかの管轄になるということなのではないでしょうか。市道の一例えば、稲荷公園の横にある綾田北代線の地下道についても、やっぱり警察の管轄になるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいのですが。

道路河川管理課長 富山市道につきましては、防犯カメラ等、市で設置しているものもございますし、駅の地下道とかについても、こちらのほうで設置しているものもございます。全てが警察のほうの管轄ということではございません。

岡部委員 ありがとうございます。よく似たケースなのではけれども、白線—センターラインも含めてなのですが、先日たまたま、停止線のことについて問い合わせをしたら、「これは警察の管轄です」という感じだったので、やっぱり安全にかかわる問題ですから、非常に

切り分けが多すぎて、市民の皆さんに非常にわかりにくいのですね。そこら辺について、何か柔軟な対応というのは難しいのかどうかというところだけ教えてください。

道路河川管理課長 それぞれの法に従って一停止線につきましては道路交通法、センターライン等につきましては道路法ということで、それぞれの所管がございますので、どうしても切り分けはできてしまいます。ただ、通報などはどちらにいただいてもお互いに連携を取り合って、必要なところについては見直し等はするようにしておりますので、市役所でも警察でも御連絡をいただければ、必要なところについては見直していくということになると考えております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設部所管分を終了いたします。これで、9月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、平成29年9月定例会の建設委員会を閉会いたします。

平成29年9月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 横野 昭

署名委員 松井 桂 将

署名委員 村家 博